共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために

26 号

kネットスイッチパーティーに参加して

11月17日(日)に台風の接近のため延期となったスイッチパーティーが銀座のセミナールームで開催されました。

私は、土曜日だと2年前に自転車事故で脳挫傷という生命の危機に繋がった大怪我の後遺症で出席できませんでしたが、日曜日開催に変更になったので、ボランティアで受付のヘルプをしながら参加させていただきました。

当日は、クリエイティブ・ディレクターの木 戸寛行さんが、「息子が誘拐された。犯人は妻だった。」の制作主旨を述べ、連れ去りの被害を受



けた4人の当事者の方々がパネルディスカッションし、それぞれの立場から社会の転換に向けた活動や 必要性ついて語ってくれました。

木戸さんは、「子どもにどういう状態で何があったか残したかった」とポスター制作の趣旨を説明しました。関西から駆け付けた堀尾英範さんは、翻訳を中心に、『子連れの離婚をする前に』を自費出版で刊行した本を当日参加された方に配布し、説明では「日本で共同親権に必ずなる」と述べ、調停で提出する書類をあらかじめ会で用意しては、と具体的な対策を提言されました。原健二朗さんはパイロットから転身して起業された方で子どもが大事にされる社会を実現するために保育事業など子育て支援に取り組んでいます。「真実を発信するのが大事」と自身の体験に基づいて発言されました。そして、弁護士の杉山程彦さんは「自分も法曹界の慣行に毒されていて、離婚したら子どもとは会えないものだと思っていた」と体験を語られ、子供の権利として憲法13条や14条、25条、31条などにかかわると法律家の立場で解説され、弁護士自身がこのような事態になる状況を共有してくれました。

最後にゲストとして新宿で心理相談室を開設したばかりの棚瀬一代さんも発言。ペアレンティングコーディネートの実際についてお話しされました。

今回初の試みに、多くの当事者が見える事、そして子供を思う当事者の方々が、積極的な活動に身を削ってされている事を感じ、事態の重要さを感じました。私自身7年近く引き離しにあっているものの、大きな進展がなく、今後どうやって取り進めば良いのか、考えさせられました。同じような境遇の方々が力をあわせて、日本におけるこの様な状態が放置されるべきでないという考えは、皆さん同じで、先ずはその切り崩しの一つとして、現状を多くの方に知ってもらうために、今回制作したポスターを児童館や公民館場に貼るような事に発展すればと願うものでした。

プレゼンをされた皆さん、遠路お越しになった当事者の方々、当日色々な手配をして頂いた事務局の 方々お疲れ様でした。次の一手に繋がるように、是非積極的にポスター貼付に尽力頂ければと願ってお ります。(近藤和樹)

〒186-0002東京都国立市東3-17-11. B-202
TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424
メール info@kyodosinken.com ホームページ http://kyodosinken.com/郵便振込 00130-5-472679 加入者名: kネット銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(普)ケイネット



●主張

譲歩と泣き寝入り 似て非なるもの

宗像 充

今年に入って元妻とその結婚相手が裁判所決定の不履行を繰り返したため、慰謝料請求の裁判を起こすことにした。同じ裁判で元妻の結婚相手が子どもの養子縁組を無断でしたことについて、その不法性も問うてみた。養子縁組自体は子のための法的保障を担保するという面で意味があるだろう。しかし、他人様の娘を預かっておきながら、親が会いたいと言っているのに会わせないなんて。会わせないのがおかしいのに、子どもの親に会わせられないような「家庭の安定」を親を排除する理由に持ってくる。養育親と名乗るなら子どもの親へのアクセスを保証し、責任を果たさないと。

この2月に裁判所の決定が出て、2ヶ月に1回 2時間の養育時間が4時間に伸びた。

2年半裁判所が決定を出すのを放置して、その後1年半交流が順調だったため、再調停を起こした。相手側は2時間を4時間にするとは言ったものの、それではあまりにも少ないからとぼくが言うと、調停への欠席を繰り返したため、審判になった。半年も審判が長引いて、結局2時間が4時間になった。その代わり学校行事への参加は決定でも裁判所は認めざるを得なかった。

裁判所の理屈というのはいつも同じだ。あなた会わせてもらっている側なんだから、相手の協力を求めないと。何か譲歩するものはないのか、と裁判所で調停委員に聞かれることも多いが、「あなたに手士産がないと、仲介はできない」と言っているのと同じだ。実際手元に子どものいない自分は、これ以上譲るものはない。相手の心情を和らげるために金を出せ、という主張が裁判所でまかり通る理由である。養育費は渡しているけれど、これは人質取引なので、それがいかに人質取引であり、この取引を容認する時点で中立に反する、と裁判所ではしつこく言っていく必要がある。

最近の支援の中では、会えることを優先し、不 当でもつまらないところでこだわるよりはと、譲 歩を進める向きが少なくない。問題はこの「譲歩」 というものが、面会交流の保障が法的に確保され ない日本ではやすやすと「泣き寝入り」へとつな がることだ。だから個別の事情ではよくよく話を 聞いて相手の性格ととった手段のリスクを見極めて選択肢を示す必要がある。安易に「譲歩」しないあなたがよくない、となれば、その後会えなくなった別居親をますます追い詰める。

今年の2月に決定が出たとき、決定は相手方が望んでいるので、FPICの仲介を継続するように、というものだった。FPICは受け渡し時に当事者同士を面談させ、目の前で人質取引をさせた。それにぼくが応じないと、「あなた親じゃないから」と暴言を吐き、しかもそれに開き直っていた。仲介自体もやめたいと言っていたのに、裁判所が命令してどうするのだ。FPICも困っていた。結果、FPICは当事者のせいにしてケツをまくる。

受け渡しの場所は相手方の家の近くの習志野市内と決定では決まっていた。FPICの都合や自分の生活圏の中に入って欲しくないという相手方の理由で、ぼくは千葉の交流を余儀なくされていた。この際決定通りにしてほしいと言って、いったん習志野市内の駅で合意した。ところが直前になってそれを相手方は反故にして、別の場所を次々に指定し、宗像が譲らないからと子どもを連れてこなかった。

このとき、ぼくはいろんな人に相談したが、「ばかな選択だった」という意見もあった。この場合、相手の主張通りにするということは、子どもの周囲から親を排除するということを長期化させる可能性が高い。条件を飲まないと会わせないという人質取引も受け入れる。事情も聞かれずにそう言われるのは不愉快だった。

たしかに、交流への法的な保障がない中で、不履行を咎める行為は、「双方が主張を譲らない」という説明をしないと裁判所的には辻褄が合わない。しかしそれは裁判所の論理で、ぼくたちは、その論理をある人は問い、ある人は受け入れず、ある人は果敢な手段をとったからこそ、物事が動いてきた部分はあると思う。譲るべきものがないときに人は譲れはしない。子どものためには余計な支出になるけれど、それを支援者が払うわけでもない。

ぼくは法的には未婚だったため親権がなく、人身保護で子どもを奪われ、その後養子縁組され、そのとき面会はさせるという約束はあったのに妨害が続いた。相手の結婚相手もそれを容認して消極的な妨害をした。そんな状態が続けば、養子縁組の正当性が法的には問われなければならない。単独親権制度が原因である。会わせないのがおかしいのであって、それを法で正当化してはならないし、支援で理由もなく容認すれば現状の押し付けになる。「譲歩」と「泣き寝入り」は違うのだ。

小さな事でも"する"ことの大切さ

~無料電話相談を実施してみて~

先日、11月末日まで(社)共同養育センターの企画で「船橋市限定 無料電話相談」を実施しました。案内・周知にはkネットも協力していただきました。ありがとうございました。

近年、全体的な状況は少しずつ良い方向に向か う部分が増えてきてはいます。

しかし、抜本的な問題解決に至らぬ現状では、 今でも「親子の離別」のまえに悩み苦しみ、子ど もとの交流やさまざまな対応に苦慮している方々 が増え続けていることも実感しました。

今回の電話相談はとても小さな取り組みではありますが、「受け皿」「情報の共有」「ヒント」につながる意味のある一歩として大切にし、対象地域、期間共に拡大と継続をしていきたいと思っています。

セミナーや交流会などをしていると、必ず「相談会」の状況になります。これはごく自然なことで、必要とされている方はとても多いのでしょう。 私も、当初から今までその時々に応じて誰かに相談したいことがたくさんありました。

私たちが直面している問題は、現代の司法や行政では対応できないケースが多いと思います。また地域社会などでも取り扱いの難しいのも同様です。ゆえに、「誰かに相談したい」「どこに相談したらいいのか」「みんなはどうしているのだろうか?」など、基本的なことで躓きやすいケースが少なくないのではと思います。わずかでも情報があり理解をしてくれる人がいれば、最悪を回避することがしやすくなるはずです。電話相談もそうした役割を果たしていきたいと思っています。

相談の内容は圧倒的に「子どもに会えない」「相 手方と話し合いすらできない」「信頼できる専門家 を知らないか?」「辛い、どうしていいか分からな い」といった悩みや訴え、質問などでした。国際 的な問題を含んでいる物もあり、国内の問題だけ ではないことも痛感しました。

そんな中で、「今、日本で何が起きているのか」 「それはどういう仕組みで起きているか」「私たち に出来ることは何か」「知っておきたい情報」など 電話を通じてお伝えしました。これらは一定の効 果があったと期待しています。

今後は、対象地域を広げ、定期的に行い、より 多くの機会を設けていきたいとおもいます。

今は、「一人、二人でできる範囲をできるだけやる」という気持ちでやっていますが、ゆくゆくは全国にこれが広がり、相乗効果を生んでいくことを期待しています。今後も皆さんのご理解とご支援をよろしくお願いします。(蓮見岳夫)

パッチワークファミリーを目指して

~ 白馬村から ~

次男と暮らすようになって丸三年が過ぎました。 夫は子の面会交流調停を何度も繰り返していたのですが,次男と暮らすようになった今でも,元妻との裁判,村やその他との裁判で,弁護士?と思うぐらい多忙な毎日が続いています。

子どもの奪い合いや裁判を繰り返す家庭で、そこに暮らす家族がどんな生活をしているのか、世間からは普通じゃない環境を興味深く聞かれることもあります。もちろん同じテーマを何度も夫婦で口論してきました。でも何も問題がない家庭なんて無いのと同じで、うちの場合はそれがこの複雑な環境だっただけの話、と思うようにしています。それ以外は普通の家庭と同じだと思います。

朝と夜は家族揃って会話を楽しみながら食事します。週末はほとんど家族で過ごします。子どもの成長とともに変わってはいますが、基本的なスタイルは変わりません。そのように過ごせるのも、夫の「子育ては家庭から」という考え方がブレないからだと思います。夫はここ数年、日中は仕事をして、帰宅後は21時までには就寝、夜中の3時頃に起きて朝まで裁判の準備や家族のための仕事をしています。次男は家出して来た当初、情緒不安定で心身のバランスが崩れていましたが、父親の深い愛情と根気で、最近は全てにおいて落ち着いてきたように思います。日々の積み重ねは大切ですね。

村の裁判(白馬村住民登録拒否裁判)は、夫が 私欲一切なしに、当事者の方々が同じ仕打ちに合 わぬよう起こしたものです。裁判結果がどうあれ、 子どもたちが、そんな父親の姿を見て、何か感じ てくれればと思います。まだ活動や長男のことで 課題が残りますが、一日一日を大切に、素敵なパッチワークファミリーを目指して日々精進してい きたいと思います。(原 陽子)

公正な調停運営を求める要望書

2013年12月5日

東京家庭裁判所裁判所委員会委員長 小川正持 様東京家庭裁判所委員会委員のみなさま

共同親権運動ネットワーク

(略)

1 調停期日欠席の場合の対処について

(要望項目) 相手方の欠席について事前に申立人に伝え、 出席を促すために理由を相手方に問い合わせ、申立人の納 得を得られるように調整を図る等努力してください。

(理由)子どもに関する調停で申し立てをした場合、相手方が調停を欠席することがあります。特に初回の調停については申立人の聞き取りだけでも調停が開けるというのが、どの家庭裁判所でも定着している運用かと思います。しかしながら、申立人が指定された期日に行ってみると、そこではじめて相手方の欠席を伝えられ、その理由について、たとえば「都合が悪い」という理由のみしか聞かされない場合があります。

調停とは相手と話し合うために法によって定められた 手続きです。当日話し合いはできないというなら、事前に その理由を申立人に伝え、調整のために期日を延期するか そのまま開くか選ばせるべきです。また実際に話し合いが 不可能なのかどうか、相手方に適切な説明を求めて出頭を 促し、申立人の納得を求める努力をしなければ、中立的な 斡旋とは言えません。

もちろん、家事事件手続法には、出頭勧告などの制度が ありますが、欠席を容認しておいて出頭を促すなら、一度 は理由がなくても欠席できると利用者に教えているよう なものです。

このような対応が中立性に欠ける以上、法を尊重した適切な税金の使途とは言えません。

2 面会交流の意義を理解しない同居親への対応について (要望項目)同居親の同意を得るために、いたずらに調停を長引かせることを防止するため、寛容性の原則に基づき、養育時間の折半も可能にする斡旋をし、かつ子どもの成長発達に応じた相当な面会交流のガイドラインを、市民参加のもとに作ってください。

(理由) 特に面会交流の調停では、分離の期間が長引くことで別居親に対する子どもの拒否感情が高まる可能性が高く、そのことは以後の面会交流を著しく困難にします。しかしながら、同居親の拒否感情について改善を別居親に求めて同居親の感情を和らげる手法は、確実性がなくいた

ずらに調停を長引かせます。監護権の変更(適切な養育時間の別居親への付与も含めて)など、審判による適切な介入の機会を逸することにもなります。これは人質取引の誘因になり、子どもに会いたい一心の別居親に、不当な要求をすることになりがちです。結果、同居親が別居親子の関係に恒常的に介入することを許し、紛争が長期化します。同居親の感情や意向に委ねた調停は、中立的な斡旋ではありません。

寛容性の原則に基づき、養育時間の折半も可能にした斡旋をしてください。その上で、あらかじめ子どもの発達成長に応じた、国際的な評価にも耐えうる親子双方が親子としての実質を感じられる養育時間や、権利として相当な面会交流のガイドラインを、専門家、市民の意見も交えて策定し、裁判所が提示してください。

言うまでもなく子どもの側からみれば、同居親の意向次 第で、ある子は毎週会え、ある子は年に4回しか会えない など、まったく理解不能なことです。

3 中立的な仲介支援団体の利用について

(要望項目)子どもに会うための条件として、仲介団体を 斡旋するのはやめてください。また、月に1回しか仲介を しない「面会交流支援」団体への斡旋はやめてください。

(理由)家庭裁判所で、面会交流の斡旋を受けたが、相手が拒否的なので面会交流支援団体を利用するように促され、そこが月に1回の支援しかしないので、頻度が月に1回と決められたという事例が複数当会に寄せられています。

子どもに会いたい側は、それで会えるようになるならと 条件に応じることが少なくありません。しかし月に1回し か支援できないというのは、その団体の都合であって、子 どもの福祉とは無関係です。その団体のシフトの組み方の 問題にしかすぎません。その上そこで紹介された団体が設 定している折半の料金を押し付けられるなら、子どもの福 祉を無視して、特定の団体の利益のために、裁判所が斡旋 をしていることになります。これは利益誘導です。

同居親の側の拒否感情が安全確保とは無関係のこともあり、親どうしのコミュニケーション不全であれば、連絡代理のみ仲介を頼むこともできます。またその費用も同居親の拒否感情がもっぱらであれば、自身で代理人をつけるか同居親が負担すべきです。自身の感情の処理を、他人である別居親に委ねるのは子どもの成長に必要な費用を、無駄に出させることになり、子どものためになりません。調停時の斡旋において、中立性を十分に担保した斡旋をしていただくよう、お願いします。(以下略)

* 全文詳細はホームページに掲載しています。

■共同養育と労働法■

第4回

東 京司

生命を脅かすものとしての労働条件の悪化

前回までは、労働法の原理原則に沿った理想論 を展開してきましたが、現実の労働社会というも のは、特に若者にとって筆舌を尽くしがたい事 件・事象に溢れているといっても過言ではありま せん。ブラック企業問題を厚生労働省の言葉で言 いかえれば「若者の使い捨て」という言葉になり ます。休日に研修をさせられたり、賃金全額払い の原則が守られず不当に賃金から経営者の著書代 が控除されたりという、労働法を逸脱した状態の 中で自死を選ばざるを得なかった若者がいること を思うと、これはもう、労働条件の悪化が労働者 の生命を脅かしていると言わざるを得ません。問 題の本質は労働基準法に違反するかどうかだけで なく、『将来設計が立たない賃金で、私生活が崩壊 するような長時間労働で、なおかつ若者を「使い 捨てる」』※1ことにあるのだと言えます。

私たちが目指しているものは民法819条の単独親権制度を共同親権制度に、ということになりますが、民法が変わり共同親権制になりました、というのは過渡的な目標に過ぎず、実質的な共同養育というものを考えるならば、やがて子どもが社会に入っていき、そこで起きている現実の問題についても考えて改善していかなければならないと思うのです。現状を顧みるに、厚生労働省がいくら「若者の使い捨て」を取り締まるといったところで、一方では派遣法で対象業務の制限や期間を撤廃したり、解雇規制を緩和しようとする立法の動きは、逆行しているものと言わざるを得ません。このような今の政局は、コミュニケーションを否定する恐怖政治に一歩一歩近づいていっているといえます。

ところで、コミュニケーション不全の一例として親による子の無断連れ去りがありますが、連れ去られた子が受ける精神的ダメージとして、「攻撃

者への同一化」とい うトラウマが生じる ことが人間科学の専 門家からも指摘され ています。攻撃者へ の同一化の過程には、 生命の危険への恐怖、



麻痺あるいは元来の自己の無力化、攻撃者の意思の細部までを読み取る知的作用としての同一化、そして攻撃が終わった後も支配された生活が続きその作用が長期化する、4つの段階があると森氏は述べています。※2

上記の問題意識は、トラウマが世代を超えて連 鎖するということですが、有形力の行使の一形態 に過ぎない子の無断連れ去りも、若者の使い捨て の問題も、次世代に対する大きな負の遺産である トラウマを増幅させているものだと私は思います。 子どもが両方の親からの愛情を受けられなくなる ということが、生命の危険への恐怖に値するとの 自覚と同時に、成年年齢に達したら後は自己責任 ということではなく、子どもたちがやがて入って いく労働環境を改善し将来設計が立つ社会をつく っていくのも、大人の責任だと考えます。それに 対する具体的な処方箋は私にはありませんが、高 葛藤の事例の場合に現在の家事審判制度では不足 しているというか、人格を否定し争うことが誰の ためにもなっていないことを気付かせる働きかけ が必要であるし、労働環境でも労使コミュニケー ションを対立でも癒着でもない適切な関係にして いくことが求められていると思います。

※1 「若者と労働」 濱口 桂一郎 中公新書ラクレ 2013年8月19日

※2 「攻撃者への同一化とトラウマの連鎖」森 茂樹 人文書院『埋葬と亡霊 トラウマ概念の再吟 味』 収録 2005年2月28日

ワンポイント 英文和訳

●第6回

「連れ去りは児童虐待である」

アメリカ合衆国の政府文書は、「連れ去りは児 童虐待である」と述べています(Parental Child Snatching: An Overview)。なぜそうなのでしょ うか。

連れ去りによって、子どもは、片親から引き離され、嘆き悲しみます。子どもは、連れ去った親により、交渉を有利に進めるための道具、仕返しのための道具として使われます。子どもは、人目の無いところで、改心させられます。連れ去られた子どもは、人から見捨てられる不安を持つようになります。また、人間関係を信頼することが困難になります。抑うつ症状、孤独感、過度の恐れ、惨めさ、怒りが生じることがあります。連れ去りによってしばしば引き起こされる精神的障害は、分離不安、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、PTSD(心的外傷後ストレス症候群)、摂食障害、学習障害、行動障害などです(カナダ政府が資金提供する組織の文書「Parental Child Abductions, Victims of Violence」による)。

一方、児童虐待が子どもに与える衝撃は、次の ようなものです。

がの

、なケー

スの当事

者

の方との

つな

り様

もでき、

相

談

したりされたり

分なり

の当事者としての幅も広

が

「子どもへの虐待やニグレクトは、子どもの身体的健康、精神的健康、社会的健全性に、重大な悪影響を及ぼすことがある。乳幼児に対する身体的・精神的虐待は、けいれん、いらだち、発達遅延、学習障害などの身体的・精神的障害を引き起こす。幼児や学童に対する身体的・精神的虐待は、抑うつ症状、低い自己評価、反社会的行動、非行などを引き起こす。また、ニグレクトは、低身長、低体重、知的発達の遅延、愛着障害、攻撃性、協調性欠如などを引き起こす」(この文は、アメリカ政府文書の「子どもの健全な発達における父親の重要性(The Importance of Fathers in the Healthy Developement of Children)」の中にあります)。

両者の症状の類似性から、連れ去りは、児童虐待の一つであると考えられています。その上、連れ去りは、子どもの心を内的に支配するので、悪質な児童虐待であると考えられています。世界の多くの国は、連れ去りを重大な犯罪として処罰しています(南北アメリカ大陸諸国、ヨーロッパ諸国、オセアニア両国など)。在外の日本大使館は、この点について、在外邦人に対して注意を呼びかけています。(堀尾英範)

者が ŧ \mathcal{O} 今 私 交流 よす。 す。 までの自分の経験を生かし 自 は 相 別 分 同居親として、 を積極的に認め 居 よろしくお願 親で できる場 1 ŋ 所になればと思 人で悩んでい 面会交流 同 いたします。 居親で

由

美

宗像さんでした。 たり、 れ うこともあり、 上 私前 そして、 ・たり、 ばい 連 11 \mathcal{O} す れ去ら 月 れ \mathcal{O} か? いのかも分かりませんで 日 「もっと早く出会ってい が流 国際弁護士をご紹介くださ ました。 初めて繋がった当事 れた当事者さんとどう れました。 わ 色んな相談にの 自分と同じように から か 今では、 ないまま、 誰 国際事 に相 ħ 玉 談 5 内 れ 0 者 例 す ńΕ

「親子しっぷ」

ゴウインにマイウェイ 18 ■味沢道明(日本家族再生センター)

美しき離婚(2)

少し前、ある方から離婚の報告が。この夫婦、私に関わりだしたのが五年ほど前で、下の子どもがまだおむつをしている頃。夫婦間対立で妻さんがあちこち相談に行ったけれど、男は変われないから離婚すべきだとの助言が多く、納得できなかった妻さんは夫さんに変わってほしくて、私のところを紹介。けれど、いつまでも変わらない夫に業を煮やした彼女自身が私のところに来られました。私は夫さんの問題だけではなくて、相互の関係の問題でもあり、それぞれが問題を抱えていると言ったように思います。

結局、何年かかっても彼は自分を変える事が難しく、彼女は離婚と言う選択しかなくなり、調停という場を利用はしたけれど、対話を重ね、相互理解ができたみたいで、むしり合いのような終わり方ではなく、子育てをどうしていくか生活をどうしていくか、その辺りについて相互に納得できたようで、調停での離婚が成立したようです。

はじめは離婚を渋ってた彼も、特に自分に取っても酷い状況ではないと理解できたのか、比較的すんなりと応じたようです。調停の終わった日の夜に、家族みんなで食事に出かけたとのこと。久々に両親がにこやかに乾杯しながら食事しているのをともにした子どもたち・・安心して楽しそうだったとの事。

その後の報告でも、彼女はもとの家の近くに引っ越し、子どもの校区は変わらず、こどもたちはパパの家とママの家を行ったりきたり。パパも子どもたちのために料理や洗濯も頑張るようになったとかで、実質共同養育が実現しました。まったくのレアケースではあるけれど、現行の時代錯誤な法律や制度の中でも、支援がうまく行けばこんな理想的な離婚も可能なようです。





★国立交流会

□ ta · 21 □ 8 □ 1 ta · 51 □ kg □ 1 ta · 51 □ 1 ta · 所・国立公民館講座室、問い合わ せとネット、1月の交流会の詳細 は 4 ネットまで

★観子しつが熊本な茶会

2014年1月11日(土) 74年~ 月第二十曜日) 24年~25年、場 21時、場所·益城町情報交流会館 ミナテラス (町サポの和室にて)、 問い合わせの90・3986・8 ∞ ~ ○ (田干)、 メーラ

tanachu2011@hotmail.co.jp ★ 無 品 会 <

日時・1月1日(毎月第2土曜日) 81時~2時、場所の詳細はお問い 合わせください、問い合わせ・0 との・6270・8251(韓口)、

@willcom.com

★ロトオヤネットさっぽろ購賃会 「子どもにとっての離婚とは―共 同子育て社会の実現に向けて―」 日時・1月12日2時半受付、5日時 開会、5時5分開会、参加費無料 先着順、講演·小田切紀子(東京 国際大学)、宗像花(4ネット)、 問い合わせ・011・79の・1 004

≺ − *≥* kick@orange.plala.or.jp

★別府交流会

1月8日(每月第三土曜日)8時 ~ 3 時、場所・別府市野口ふれあ いセンター(大分県別存市野口元 〒21-11)、参加勲・GOOE、

ovako@gmail.com

★回婚公院会

所・宮崎市民活動センター(宮崎 宮崎市民プラザ三階、参加費無料、 問い合わせ・0985・47・6 knetmiyazaki@yahoo.co.jp′ * □ 程の変更がありえますのでご確認 くだれい。

★スペシー窓会

2月2日7時~7時半、米淮陽 は後日ホームページ等でお知らせ。 場所・東銀座313ビルセミナー ルーム、発言・内田飻(フランス 在住のよネット会員)、堤則昭 (親 子ネットNAGANO) 包、問い合わせ・ よネット

★共同親権運動全国交流会

日時・3月1日(土)、交流会・50

時~5時、講演・3時半~5時半、 大分県別府市、講演・中村多美子 (弁護士)、別存市野口ふれあいせ ンター(大分県別府市野口元町 21 - 43) 問い合わせ・マネット、* 詳細は後日ホームページ等で。

★スペシー画型会議

日時(未定)、場所・国立公民館(予 二)活動、裁判所の運用改善、 定)、参加される方はよネットまで「観への情報提供、地方自治体への ★共同養育センターつむぎ相談日
要請などを通じて、親どうしが別 日時・第1、第2、第3火曜日 2 批りても親子が親子であるための店 時~ 5時、場所・東銀座313) 動を行います。ホームページ等で 日時・2月1日(1月は中土・毎 ルセミナールーム、科金の00。 広報に努め、会報「共同観旛運動」 円(1時間、1時間超は1時間毎㎞を年4回程度発行しています。 に1000円の台灣)、 問い合む せ・090・4964・1080 年会費(会員は別居親とその家 (植野) *相談日以外でもご予約 の上相談は受け付けます。

【スケシト国付빠怒卍】

〒186―0002東京都国立市 「います。会員・賛同者になるには、 こちらにお願いします)

4]

こちらでは郵便物は受け付けてい ません。東京都中央区銀座の - 51 り駅=地下鉄東銀座駅徒歩3分、 郵便局斜め向かい。

会員算集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き雑し状況 を攻善し、共司養育・共司観権を 実現する法整備、社会制要作りを 目指す別居親団体です。片親を挑 徐する法制度に区対しています。 実態調査や立法府への提言、ロビ 『貝・賛同者を繋っています。

||族)・年3000円、賛同者(種別 を記載ください)による賛同金 **!**の000円。またご寄けを繋って 東3‐「1-19-202(郵便は、郵便版替または銀行口座にて30 ○○円を振込ください。(銀行口室 【東銀座の1のビルセミナール 」をご利用の場合はメール、ファッ クスにてお名前ご連絡先、住所を お敔のむくだれこ)、メージ info@kvodosinken.com

- 51東銀座313ビル8階、最寄 ■郵便帳込(00130-5-4 : て2679 加入者名 4ネット 銀座駅徒歩四分。晴海通りから歌・■銀行口座 三菱東京フェー銀行 舞伎座のある通りを入り、マガジ・国立支店0072170(普)ケ ンハウスのある並び。銀座3丁目・イネット*口座名が略称になりま つむ。